

やまぐち非住宅建築物木造化推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、やまぐち非住宅建築物木造化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、県産木材を使用した木造非住宅建築物に対し補助することで、県産木材の利用を促進し、木材の地産・地消を図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助金額）

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、山口県と「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結した建築業者が建築した木造非住宅建築物、若しくは山口県と「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結した建築設計事務所が設計し、県内の建築業者が建築した木造非住宅建築物で、以下の（１）又は（２）の条件を満たし、かつ（３）を満たす建築物とする。

（１）県内に建築する延床面積が原則、120㎡以上の木造非住宅建築物で、①及び②の条件を満たすもの

①使用する木材使用量のうち、下地材を加えた県産木材の使用割合が原則90%以上

②構造材における木材使用量のうち、県産木材を使用した JAS 認証木材又は優良県産木材、若しくはその合計の割合が原則60%以上

（２）県産木材使用量が50㎡以上

（３）交付決定時に木材の発注を行っておらず、かつ交付決定した日の属する年度の2月末までに上棟予定のもの

2 補助対象経費は、以下のとおりとし、交付決定以前に建築業者から木材納入業者等に発注、支払いが行われていない経費とする。

（１）県産木材の購入に要する経費（購入代金、引き取り運賃、保管料等）

（２）県産木材の加工に要する経費（プレカット経費、現地加工費等）

（３）（１）、（２）の経費以外に、県産木材を利用することで生じる非木造建築物との建築工事費の差額（掛かり増し費用相当額：設計や施工、防耐火に要する経費等）

3 国等の他の補助事業を利用する場合は、当該補助事業の対象経費以外の経費を対象とする。

4 補助金の額は、一棟当たり100万円、なおCLTを使用した建築物においては200万円とする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、県産木材の発注の7日前までに、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会会長（以下「会長」という。）に補助金交付申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請者は、山口県と「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結した建築業者が県内に建築した非住宅木造建築物の建築主、又は建築設計事務所が設計し、県内の建築業者が建築した非住宅建築物の建築主とする。

(補助金の交付の決定)

- 第5条 会長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、当該申請書を提出したものに交付決定通知書（様式2）を通知するものとする。
- 2 会長は、前項の場合において、適切な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付を決定することができる。
- 3 会長は、第一項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

- 第6条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「申請者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(申請内容の変更)

- 第7条 申請者は、当該事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式3）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、会長が定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 会長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、変更内容が適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書（様式4）を申請者に通知するものとする。
- 3 第5条第2項及び第3項の規定は前項の変更交付決定について準用する。

(上棟等の中止)

- 第8条 申請者は、建築物の上棟を中止しようとするとき又は、補助要件を満たさない状況が生じたときは、あらかじめ補助金中止承認申請書（様式5）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 第9条 申請者は、主要構造部材の施工が完了した後、現地確認ができる期間が終了する3日前までに、補助金実績報告書（様式6）を会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第10条 会長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、当該申請者に通知する。

(補助金の支払い等)

第11条 申請者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式7)を会長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第12条 申請者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない

(報告及び検査)

第13条 会長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第14条 会長は、申請者が次の各号の一に該当する時は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業の実施方法が不適當であると認められるとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)4月3日から施行し、令和5年度事業から適用する。